



収 支 報 告 書（令和6年分）

（開催分）

（ふりがな）しょうがわちいきみやくぼだいさくこうえんかい

1 政治団体の名称 庄川地域「みやくぼ大作」後援会

2 主たる事務所の所在地 富山県砺波市太郎丸6568番地1

3 代表者の氏名 武田 武美

4 会計責任者の氏名 脇本 恭成

事務担当者の氏名

小西 正洋

（電話） 0763-82-3955

（電話） 090-9764-9589

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類
（現職・候補者等）

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の
氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年3月15日から
令和6年5月 1日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

収 入 総 額	1,400,004 円
(前年からの繰越額)	0 円
(本年の収入額)	1,400,004 円
支 出 総 額	1,092,936 円
翌年への繰越額	307,068 円

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※		
金 額		円
員 数		人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,100,000 円	
(うち特定寄附)	円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	円	
(ウ) 政治団体からの寄附	300,000 円	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,400,000 円	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	円	
イ 政党匿名寄附	円	
合 計 (ア + イ)	1,400,000 円	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入		
摘 要 ※	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計	円	※ 1件10万円以上のものは、個別に記載すること。
1 件 10 万 円 未 満 の も の	4 円	
合 計	4 円	

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称) ※	金 額	年 月 日	住所〔団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	職業〔団体にあっては、 代表者の氏名〕	備 考
宮窪 大作	100,000 円	令和6年3月29日	富山県砺波市庄川町金屋4208-24	会社役員	
宮窪 大作	1,000,000 円	令和6年5月11日	富山県砺波市庄川町金屋4208-24	会社役員	
この頁の小計	1,100,000 円				
その他の寄附	円				
合 計	1,100,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
徳島県商工政治連盟	100,000 円	令和6年12月20日	徳島県南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	岡本 富治	
高知県商工政治連盟	100,000 円	令和6年12月26日	高知県高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館3階	武田 秀義	
京都府商工政治連盟	100,000 円	令和6年12月26日	京都府京都市下京区西桑田南町東入町谷神町7B 京都経済センター3階311号	沖田 康彦	
この頁の小計	300,000 円				
その他の寄附	円				
合 計	300,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目		金 額
		備 考 ※1
1. 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0 円	
(2) 光 熱 水 費	0 円	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	283,812 円	
(4) 事 務 所 費	0 円	
小 計	283,812 円	
2. 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	809,124 円	
(2) 選 挙 関 係 費	0 円	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0 円	※2 (3)=ア+イ+ウ+エ
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費	0 円
	イ 宣 伝 事 業 費	0 円
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0 円
	エ そ の 他 の 事 業 費	0 円
(4) 調 査 研 究 費	0 円	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0 円	
(6) そ の 他 の 経 費	0 円	
小 計	809,124 円	
合 計	1,092,936 円	

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会員用ジャンパー作成費	231,000 円	令和6年5月21日	株式会社エスエス	富山県砺波市東保1018-3	
後援会会員名刺印刷費	11,000	令和6年8月14日	株式会社吉田印刷所	富山県砺波市表町9-1	
この頁の小計	242,000 円	※ 資金管理団体は経常経費（人件費を除く）の5万円以上の支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。） なお、国会議員関係政治団体は経常経費（人件費を除く）の1万円を超える支出について、すべて記載すること。（領収書の写を添付しなければならない。）			
その他の支出	41,812 円				
合 計	283,812 円				

◎「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」以外が、この頁を記載する必要はない。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (総会費)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
葉書購入代	37,800	令和6年3月30日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
封筒郵送料	25,975	令和6年4月3日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
総会会場設営費	385,400 円	令和6年5月13日	OVAL	富山県砺波市庄川町金屋1305	
封筒郵送料	15,116	令和6年5月13日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
設立総会資料印刷費	130,350	令和6年5月21日	株式会社吉田印刷所	富山県砺波市表町9-1	
設立総会会場壇上花代	20,000	令和6年5月21日	株式会社沢田花房	富山県砺波市本町4-14	
設立総会運営スタッフ軽食代	22,896	令和6年5月21日	株式会社三喜有	富山県南砺市寺家新屋敷366	
設立総会備品レンタル料	64,570	令和6年5月23日	第一レンタル株式会社	富山県南砺市高堀8	
設立総会駐車場屋外照明レンタル料	12,738	令和6年6月5日	株式会社ヨシカワ	石川県金沢市北安江3丁目1番33号	
設立総会会場借上費	29,830	令和6年6月5日	(公財)砺波市花と緑と文化の財団	富山県砺波市花園町1-32	
設立総会駐車場借上費	10,412	令和6年6月10日	砺波市	富山県砺波市栄町7-3	
この頁の小計	755,087 円	※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。 (領収書の写を添付しなければならない。) なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。 (領収書の写を添付しなければならない。)			
その他の支出	54,037 円				
合 計	809,124 円				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1. 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 1. 領収書等の写し
- ☐ 2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 28 日

政 治 団 体 の 名 称 庄川地域「みやくぼ大作」後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 脇本 恭成



(解散の場合) 代 表 者 の 氏 名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和7年4月23日

庄川地域「みやくぼ大作」後援会

代表 武田 武美 殿

登録政治資金監査人 山 村 徹

登録番号 第5029号

研修終了年月日 平成28年11月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、庄川地域「みやくぼ大作」後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、庄川地域「みやくぼ大作」後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的

書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

庄川地域「みやくぼ大作」後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上